平成２１年（フ）第６８８８号
大阪府門真市北島町26番12号
債務者　仲島　貴美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９号
兵庫県丹波市春日町棚原710番地
債務者　本庄　春樹
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第５１号
広島県安芸高田市高宮町原田2714、住民票上の住所広島県広島市中区大手町５丁目６番11―403号
債務者　伊藤　和淳
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第３０８号
香川県高松市十川東町212番地１ハイム・トシ201号
債務者　中村　公子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３０９号
香川県高松市鶴市町2049番地17
債務者　上野　栄子（旧姓兼若）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５５１号
大分市牧３丁目４番12号アリュール牧412、住民票上の住所大分市牧３丁目４番12号牧ブルーハイツ412
債務者　江藤　　俊
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第２７号
大分県佐伯市蒲江大字竹野浦河内879番地２
債務者　小川　和子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第１０９７号
宮城県黒川郡大郷町大松沢字江戸沢55番地
債務者　澁谷　由美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１７号
宮城県亘理郡山元町坂元字作田13番地47
債務者　加藤　正男
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２９号
仙台市若林区中倉２丁目１番28号　平沼アパート２―８
債務者　三浦　俊彦
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４４号
仙台市泉区南光台南２丁目16番３号　折原荘３
債務者　永井　宏和
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２６号
宮城県多賀城市下馬４丁目２番30号
債務者　高橋　智子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
福島市岡部字高畑70番地の５　コーポオダナカⅡ202
債務者　安藤　武美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１８０９号
愛知県清須市清洲1901番地３
債務者　パブスナック誠こと　高島眞知子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９４９号
愛知県春日井市梅ケ坪町７番地　ドミール梅ケ坪205号
債務者　永田　涼子（旧姓間瀬）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２７０号
名古屋市天白区大根町75番地　おおね荘５棟509号
債務者　西村ミヨ子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０号
兵庫県篠山市西岡屋甲22番地11
債務者　関　　計彦
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
兵庫県加古川市平岡町一色西１丁目37番地メゾンオリーヴィエ101号
債務者　中澤　誓子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部